

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

総社市長 片岡 聡 一  
( 公 印 省 略 )

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出について（通知）

平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める基準（H30年厚生労働省告示第218号）以上の訪問介護における生活援助中心型サービスを位置付ける場合にあっては、当該居宅サービス計画の届出が必要です。

つきましては、下記のとおり、居宅サービス計画等の届出をお願いします。

### 記

#### 1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

##### 訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

#### 2 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更※）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届出てください。

#### 3 提出書類

(1) 「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出書」

(2) 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写し

※ 居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの

※ 居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみの提出で可

(3) 訪問介護計画書の写し

※ 指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

#### 4 その他

提出されたケアプランについては、地域ケア個別ケア会議等で検証する予定です。後日、会議等の案内を行いますので、担当の介護支援専門員は出席をお願いいたします。

提出及び問い合わせ先

総社市 保健福祉部 長寿介護課 介護保険係

〒719-1192 総社市中央1-1-1

TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385

E-mail choju@city.soja.okayama.jp